

JIS

システム及びソフトウェア技術－ 利用者用文書類の設計者及び作成者のための 要求事項

JIS X 0153 : 2015
(ISO/IEC 26514 : 2008)
(IPSS/JSA)

平成 27 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊藤 智	独立行政法人産業技術総合研究所
(委員)	青木 裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	稲垣 浩	総務省行政管理局
	今中 秀郎	日本電信電話株式会社
	榎本 義彦	日本アイ・ビー・エム株式会社
	大石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	小野 文孝	東京大学
	紅林 孝彰	日本銀行金融研究所
	神保 光子	日本電気株式会社
	菅野 育子	愛知淑徳大学
	関根 千佳	同志社大学
	竹下 眞仁	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	竜田 敏男	情報セキュリティ大学院大学
	中山 康子	株式会社東芝
	西山 茂	新潟国際情報大学
	松井 俊弘	総務省情報通信国際戦略局
	三宅 滋	株式会社日立製作所
	山田 次雄	一般財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 27.3.20

官 報 公 示：平成 27.3.20

原 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3431-2808)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 横山 明彦)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 伊藤 智)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 適合性	4
2.1 適合性の適用	4
2.2 適合性の状況	4
3 引用規格	5
4 用語及び定義	5
5 システム及び/又はソフトウェアのライフサイクルにおける利用者用の文書化プロセス	11
6 プロジェクトの要求事項, 目標, 及び制約条件	14
6.1 プロジェクトの目標	14
6.2 利用者用文書類の要求事項及び制約条件	15
6.3 プロジェクトの目的及び制約条件	16
6.4 利用者及び使用性の目標	17
6.5 技術連絡担当者及び他の専門家へのインタビュー	19
6.6 プロジェクト計画	20
6.7 文書類の提案	24
7 分析及び設計	25
7.1 読者層分析及び作業分析	25
7.2 利用者用文書類の設計	31
8 作成及びレビュー	32
8.1 プロトタイプ及び草稿	33
8.2 文書類の評価	35
8.3 文書類のテスト	40
9 制作	41
9.1 最終的な組立て及びレビュー	41
9.2 承認	42
9.3 構成管理	42
9.4 更新及び保守	42
10 文書類の構造	43
10.1 文書類の全体的な構造	43
10.2 読者層のニーズに従った文書類の構造	44
10.3 画面上の文書類のトピック項の大きさ	46
10.4 利用者用文書類の構成要素	47
10.5 利用者用文書類の構成要素の配置	47
11 利用者用文書類の情報の内容	48

	ページ
11.1 情報の完全性	48
11.2 情報の正確性	49
11.3 識別データの内容	49
11.4 文書類の利用のための情報	50
11.5 運用の概念	50
11.6 ソフトウェアの一般的な利用のための情報	52
11.7 手順及び学習書のための情報	52
11.8 ソフトウェアの命令についての情報	54
11.9 データ入力欄の説明	55
11.10 エラーメッセージ及び問題解決の内容	55
11.11 警告及び注意の内容	56
11.12 専門用語の情報	57
11.13 関連情報に関する情報	57
11.14 利用者が提供した内容	58
12 文書類の提示体裁	59
12.1 一般	59
12.2 印刷用の体裁又は画面上の体裁の使用	59
12.3 適切な媒体及び体裁の選択	60
12.4 状況依存の情報	63
12.5 アクセスしやすい文書類	64
12.6 体裁の一貫性	65
12.7 専門用語の一貫性	66
12.8 画面及びページのレイアウト	67
12.9 視認性	70
12.10 リストの形式	72
12.11 ユーザインタフェース要素を表すための体裁	73
12.12 色の使用	74
12.13 ナビゲーションの機構	75
12.14 情報を発見するための文書類の体裁	78
12.15 警告, 注意, 及び注のための体裁	81
12.16 指示のための体裁	81
12.17 利用者が付けた注釈のための体裁	81
12.18 図表のための体裁	82
12.19 アイコン及び目印	86
12.20 文書類の包装	88
附属書 A (参考) 利用者用文書類のスタイルガイドの内容	89
附属書 B (参考) 利用者用文書類のための文体及び手法	90
附属書 C (参考) 翻訳及び地域化のための利用者用文書類のスタイル	95
附属書 D (参考) 印刷した情報の設計, 作成, 及び制作	96

附属書 E (参考) 利用者用文書類のためのチェックリスト.....	107
附属書 F (参考) 文書化プロセスのための要求事項の箇条及びチェックリスト	113
附属書 G (参考) 文書類製品のための要求事項の箇条及びチェックリスト.....	118
参考文献	133
解 説	137

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人情報処理学会（IPSI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

システム及びソフトウェア技術—利用者用文書類の 設計者及び作成者のための要求事項

Systems and software engineering—

Requirements for designers and developers of user documentation

序文

この規格は、2008年に第1版として発行された **ISO/IEC 26514** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

アプリケーションソフトウェアの利用者は、自分の作業を完了するためにそのソフトウェアがどのように支援してくれるのかについての正確な情報を必要としている。文書類は利用者が目にする最初に手に取ることができる品目かもしれず、したがって、ソフトウェア製品に対する利用者の第一印象に影響する。情報が便利な形式で供給され、見つけやすく、理解しやすいならば、利用者は製品の利用にすぐに慣れることができる。したがって、よく設計された文書類は、利用者を補助して、訓練及び支援のコストを削減するのを助けるばかりでなく、製品、製造業者、及び供給者の評判を高める。

ソフトウェア開発者は、文書類を最小限するために、直感的に動作するユーザインタフェースを設計することに注力しているが、容易ではない。今日のソフトウェアは、アプリケーションの内部にとどまらずアプリケーション相互に知的に情報をやり取りする、強固な機能を提供してきている。さらに、ほとんどのソフトウェア設計には、利用者がそのソフトウェアを使って得ることができる結果に影響を与える、基本的な規則及び計算、又はアルゴリズムを含んでいる。そのような基本的なプログラミング機構は、利用者によって認識できるが、面倒な（多くの時間及び労力を要する）テストが必要である。これらの理由及びその他から、依然として利用者用文書類は、使用できるソフトウェア製品の主要な構成要素である。

文書化はしばしば、ソフトウェアの実装後に行われる付加的なもののみとみなされる。しかしながら、高品質なソフトウェア文書類については、その作成はソフトウェアライフサイクルプロセスの不可欠な部分とみなすべきである。適切に行うならば、文書化又は情報管理は、それ自体でプロセス計画を必要とする十分大きな仕事である。

この規格は、**JIS X 0160:2012** 及び **JIS X 0170:2013** の利用者が、ソフトウェアライフサイクルの一部として文書類を設計及び作成するのを助けるために開発された。この規格は、文書類の作成者の立場から文書化プロセスを定義している。

注記 管理者、アセッサ及び試験者、並びに取得者及び供給者の観点から文書類及び情報管理プロセスを扱うために、**ISO/IEC 265NN** ファミリーの他の国際規格が、準備又は計画されている。

標準のプロセスを定義することに加えて、この規格は文書類の製品も扱っている。この規格は、文書類の構造、内容、及び体裁を規定しており、また、利用者用文書類のスタイルの有益な指針も提供する。

以前の規格は、文書化プロセスの結果を1冊の本（又は数冊の本の集合）、すなわち、一度限りの納入物